

デザイン・クリエイティブセンター神戸における自動販売機による
食料販売業務の委託事業者選定のための入札実施要領

1 目的

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体（以下、「事業体」という）が管理・運営する「デザイン・クリエイティブセンター神戸（神戸市中央区小野浜町1-4）」において、令和3年度の自動販売機による飲料販売業務の委託事業者の選定を入札により決定します。

2 概要

(1) 設置場所及び設置台数

入札対象は、館内自販機コーナー（新館1階ホール入り口付近）のうち1台とします。

(2) 事業者の決定方法

提案書類の内容について事業体において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定します。なお審査基準及び配点表は別紙1のとおりとします。

(3) 契約期間

令和3年5月から令和4年3月31日までとし、その後の契約更新については協議の上定めることとします。

(4) 令和2年度設置状況との関係

令和2年度のデザイン・クリエイティブセンター神戸内における自動販売機運営業務の契約が令和3年3月31日に期間満了により終了することに伴い、令和3年度と同一の場所及び同一の台数について、令和3年度の食品販売業務の委託事業者を入札により選定します。

3 入札参加者の資格要件

(1) 次の①～③のいずれにも該当しないものであること。

- ① 当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない。
- ② 破産者で復権を得ない。
- ③ 国税及び神戸市税の未納がある。

(2) 次の①～⑤のいずれにも該当しないもの（いずれかに該当するものであって、その事実があった後3年間経過したものを含む。）であること。

- ① 神戸市が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正利益を得るため連合したとき。
- ② 神戸市が行った競争入札又はせり売りの落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。

④ 正当な理由がなくて 市又は協会との 契約を履行しなかったとき。

⑤ ①～④の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。

(4) 神戸市が設置する施設や事業所、神戸市の指定管理施設、兵庫県が設置する施設や事業所（神戸市内）、兵庫県の指定管理施設（神戸市内）において、令和3年4月1日現在で自動販売機を設置している実績があること。

4 設置にあたっての条件

(1) 大きさ

設置する自販機については幅約1.2m以内×奥行約0.9m×高さ約1.8mを原則とする。

その他、放熱スペースを考慮すること。また、商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に設置を予定している機種で支障がないか設置場所の確認をすること。

(2) 販売品目

食品類（パン、おにぎり、カップ麺、製菓等のうち複数種類）とする。

(3) 販売価格

標準小売価格を上限とします。

(4) 電気使用料

設置者の負担とします。

(5) 設置及び撤去

設置にかかる費用は事業者の負担で行ってください。設置にあたっては、安全性に問題が少しでもないか、据付面を十分に確認するとともに、転倒防止対策を行ってください。また、作業当日の段取りについては、事前に事業体と調整してください。

(6) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機器のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて設置者が対応すること。また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに協会に届け出ること。

(7) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された[判断基準]、[配慮事項]にそった自動販売機を設置すること。

詳細は神戸市ホームページの次のURLで確認できます。

<http://city.kobe.lg.jp/ieformation/project/environment/green/jihanki-siyoukakunin.html>

(8) 設置時の注意事項

① 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請が必要な場合は事業者が行うこと。ただし、神戸市への行政財産使用許可の申請は事業者が行う

② 防犯対策

防犯に考慮したものを設置すること。

③ 転倒防止策

すべての自動販売機に地震の揺れへの対策を講じること。

「自動販売機の設置方法」(日本工業規格据付基準)、「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守すること。

④ 自動販売機の設置作業

令和3年5月31日(月)までの間に設置すること。

(9) 設置後の運営

① 品切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制を整備すること。

② 必要に応じて商品及びつり銭の補充を行うこと。また、商品の品質管理には特に注意すること。

③ 確実な商品及び金銭管理を行うこと。盗難等事件発生の際は警察への届出及び協会への連絡を行うこと。

④ 自動販売機の故障、破損等の際、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと

⑤ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。

⑥ 敷地内の道路の制限速度を遵守すること。

⑦ 商品補充等の際に、高齢者・障がい者などお客様の利用に影響が生じないように、十分に配慮すること。

5 入札から開札までの手続き

(1) 入札実施 要領の配布

入札実施要領は、事業者(神戸市中央区小野浜町1-4 デザイン・クリエイティブセンター神戸内)において配布します。配布期間は、令和3年4月26日(月)から4月28日(水)までとします。

デザイン・クリエイティブセンター神戸 (<https://kiito.jp/>) のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 提案資料及び入札参加申込書兼誓約書等の提出

入札参加を希望する者は、提案資料(様式は任意)の他、入札参加申込書兼誓約書(別

紙2) に下記の書類を添付して、送付又は持参の方法で提出してください。

① 添付書類

(ア) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

原本1通 (令和3年1月1日以降発行のもの)

(イ) 登記事項証明書 [履歴事項全部証明書] (法人のみ)

原本1通 (令和3年1月1日以降発行のもの)

(ウ) 委任状 (代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)

② 入札期間

令和3年4月26日 (月) から令和3年5月6日 (金) 午後5時必着

③ 提出先

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1-4

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体 担当 山本

※ 送付される場合は、送付される場合は、特定記録郵便や配達記録のできる宅配便等、提出書類が到着した特定記録郵便や配達記録のできる宅配便等、提出書類が到着したことが証明できる方法をことが証明できる方法をご利用ください。ご利用ください。

※ 直接持参される場合の受付時間は、午前9時～12時及び午後1時～5時 (月・土・日曜、祝日を除く) です。

(3) 質疑・回答

① 令和3年4月27日 (火) から令和3年4月29日 (木) までの間、メールのみで本件に関する質問を受け付けます。

[質問を受け付けるメールアドレス: info@kiito.jp]

② 令和3年4月30日 (金) に全質疑回答を上記(2)により入札参加申込書兼誓約書を提出された方全員にメールにより発信します。お知らせする方法は、入札参加申込書兼誓約書にご記入ください。なお、この質疑回答をもって、本要領の補完、追加とします。

(4) 現地の確認

現地の状況については、原則として、各自でご確認ください。その際、お客様のご利用や施設管理者の業務に影響が生じないよう十分にご注意ください。

(5) 審査結果

審査結果は採否に関わらず令和3年5月10日 (火) (予定) に通知します。

(6) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定します。

6 契約の手続き

(1) 契約の締結

選定された事業者は、令和3年5月31日（月）までに自動販売機設置に関する契約を締結していただきます。

契約期間は令和3年5月1日から令和4年3月31日までとします。その後の契約更新については別途協議の上決定します。

(2) 提出書類

事業者は、契約締結に先だち下記の書類を提出していただきます。

① （個人のみ）成年後見制度における「登記されていないことの証明書」

法務局または地方法務局で交付を受けてください。手続きについては、最寄りの地方法務局にお問い合わせください。

② （個人のみ）破産に関する証明書

本籍地の市町村で交付を受けてください。

③ 反社会的勢力との関係遮断に関する表明・確約書

④ 設置予定機のパンフレット

⑤ 販売予定品目表

⑥ 緊急時連絡先

(4) その他

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当など重大な違反が判明した場合は、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金を協会に納付するものとします。

7 販売手数料及び電気使用料

(1) 販売手数料

事業者は、売上に応じて入札により決定した比率をもって販売手数料を事業体が指定する口座に入金してください。

(2) 電気使用料

事業者は自動販売機の稼働に要した電気使用量を事業体に支払う。電気使用量は子メーターによる別途精算とします。

8 業務報告

事業体からの依頼があった際には、事業者は実績報告を行ってください。

9 契約終了後の原状回復

契約期間の満了または契約の解除により、自動販売機を撤去する際は、事業者の負担で原状回復してください。なお、これにもかかわらず、回復に要した費用を事業者が負担するものとします。

別紙1 審査基準及び配点表

審査基準

以下の項目で審査を行う

- ・ 販売手数料
売上金に対し事業体に支払う比率
- ・ 販売品目種別数
パン、おにぎり、カップ麺、製菓等のうち販売可能な品目数
- ・ その他
環境への配慮、緊急時対応、災害時対応など

配点表

項目	点数
販売手数料	5
販売品目種別数	5
その他	5

令和3年 月 日

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体 宛

住所

ふりがな

氏名

電話番号

入札参加申込書兼誓約書

私は、本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には落札条件をもって貸付くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと、また神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します

1. 添付書類

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ②登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）

2. その他

書類送付先（入札者と異なる場合）

住所 〒 _____

電話番号 Tel _____ () _____

宛名 _____
